

阪神間都市計画公園の変更（3.3.422号 尼崎城址公園、尼崎市決定）について

1 背景

尼崎城址公園は、昭和58年1月に都市計画決定された、面積約1.2haの都市計画公園（近隣公園）である。県立尼崎病院の跡地に旧尼崎城の面影を今に伝えるような公園として計画され、平成2年度から平成5年度にかけて、主に公園の北西部分の石垣や漆喰塀、散策路などの整備を実施したが、隣接する図書館や歴史博物館との一体的な景観に配慮した整備計画であったため、歴史博物館建設事業の休止に伴い、以後は整備できておらず、供用面積は約0.3haに留まっている。

また、公園北側に隣接する民間病院跡地約0.1haを公園として活用すべく、平成3年度から平成5年度にかけて取得したものの、現在まで未整備のままとなっているほか、隣接する歴史博物館建設事業が廃止となるなど、都市計画決定した昭和58年当時と比べて、公園周辺を取り巻く状況が大きく変化している。

一方、尼崎城址公園の位置する城内地区は、その名のとおり近世に尼崎城があった地区であり、明治の廃城令により城が取り壊された後も、旧城郭内には尼崎町役場・尼崎市役所、尼崎警察署、市立図書館、尼崎郵便局、各種市立学校などが建てられた尼崎市制発祥の地として、今なお明治、大正、昭和初期の建築物が現存する歴史的にも貴重な地区である。

こうしたなか、今年迎える市制100周年を契機として、寺町とともに歴史文化ゾーンを構成する城内地区に残された歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力向上と交流人口の増加をめざすとともに、歴史文化という新たな都市イメージを付加することで、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげることを目的に、平成27年12月に「城内地区における都市再生整備計画」を策定し、今後、尼崎城址公園も含めた地区内の整備に取り組んでいくこととなった。

2 変更案の内容と理由

城内地区における都市再生整備計画の策定を受けて、周辺の施設整備と連携しながら、城内地区の玄関口にふさわしい景観の形成や教養、文化活動等様々な余暇活動の場、市街地における環境の保全や災害時における一時避難地など、近隣公園としての機能強化を図るため、尼崎城址公園の区域及び面積を変更するものである。

変更前後対照表

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約1.2ha	城壁石積、散策路、多目的広場、展望広場、芝生広場、藤棚、便所、四阿、遊戯施設、植栽
変更後	近隣公園	3.3.422	尼崎城址公園	尼崎市北城内	約1.4ha	城壁石積、散策路、多目的広場、展望広場、芝生広場、藤棚、便所、四阿、植栽 (面積及び区域の変更)

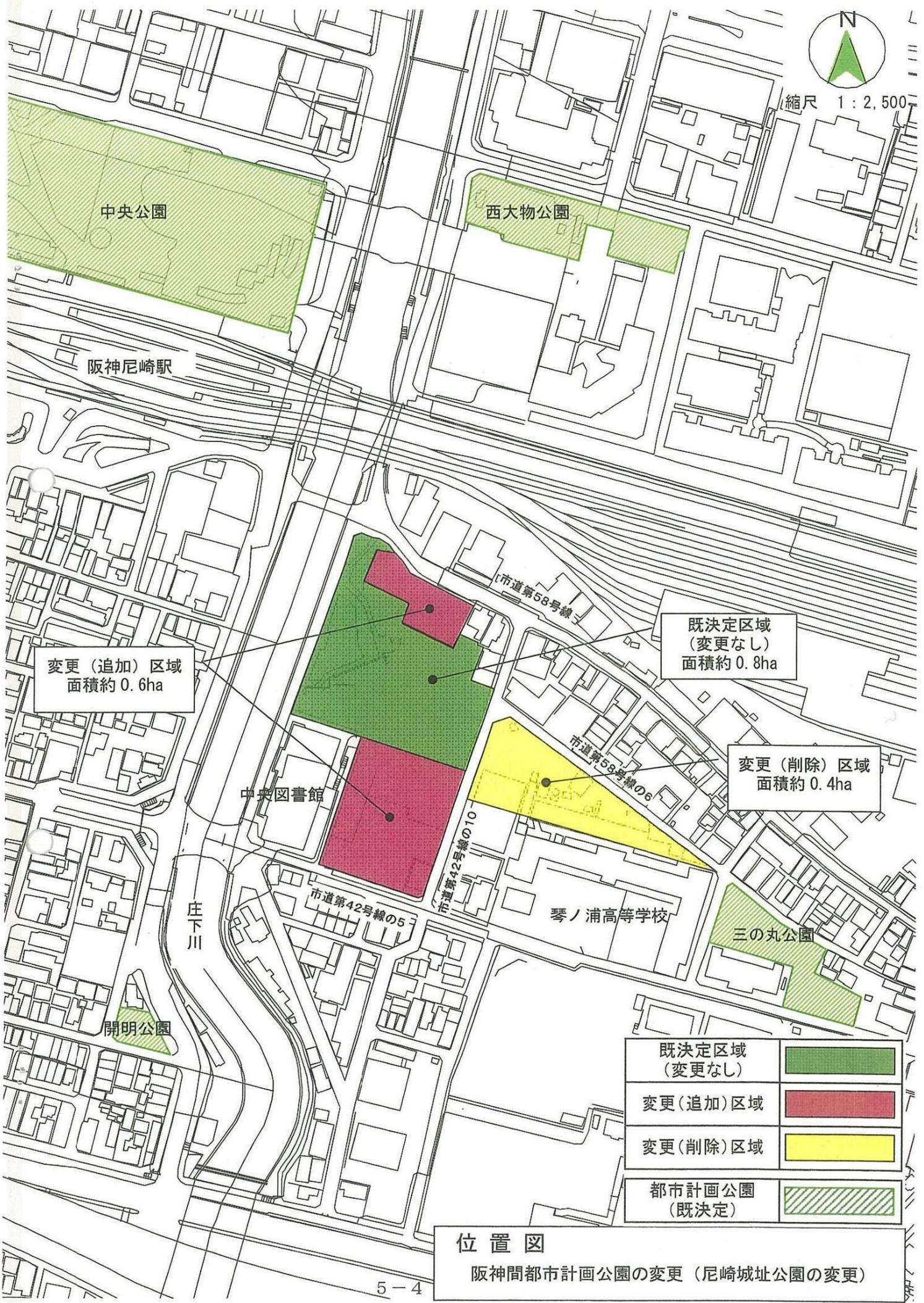
3 今後の予定

- 平成 28 年 5 月 尼崎市都市計画審議会（報告）
- 平成 28 年 7 月 市民意見公募（パブリックコメント）（素案公表・意見募集）
- 平成 28 年 8 月 尼崎市都市計画審議会（事前説明）
- 平成 28 年 10 月 案の縦覧
- 平成 28 年 11 月 尼崎市都市計画審議会（付議）
- 平成 29 年 1 月 都市計画決定告示

以 上



縮尺 1 : 2,500



位置図

阪神間都市計画公園の変更 (尼崎城址公園の変更)